

日南市法人市民税（税率表）

○法人税割（制限税率）

令和元年9月30日までに開始した 事業年度の税率	令和元年10月1日以後に開始する 事業年度の税率
12.1%	8.4%

※平成28年度税制改正に伴い、予定申告の法人税割については、下記のとおり、経過措置が設けられています。

令和元年10月1日以後に開始する 最初の事業年度 （経過措置）
前事業年度の法人税割額 × 3.7 ÷ 前事業年度の月数

翌事業年度以降は通常どおり「前事業年度の法人税割額×6÷前事業年度の月数」です。

○均等割（標準税率）

資本金等の額	従業員数	年税額
50億円超	50人超	300万円
	50人以下	41万円
10億円超50億円以下	50人超	175万円
	50人以下	41万円
1億円超10億円以下	50人超	40万円
	50人以下	16万円
1千万円超1億円以下	50人超	15万円
	50人以下	13万円
1千万円以下	50人超	12万円
上記以外の法人	—	5万円

〒887-8585

宮崎県日南市中央通一丁目1番地1

日南市役所市民生活部税務課市民税係

電話 0987-31-1121